指定保育士養成施設の指定等事務に関する事務取扱要領

この要領は、指定保育士養成施設に係る、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、 児童福祉法施行令(昭和22年政令第74号)及び児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)に基づく指定、申請、届出及び業務報告に関する事務の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

第1 申請事務

1 新規指定申請

(1) 設置計画書の提出

指定保育士養成施設を設置又は設置しようとする者(以下「施設設置者」という。)は、授業を開始しようとする日の1年前までに、様式第1号の計画書を知事に提出するものとする。

(2) 指定申請書の提出

施設設置者は、授業を開始しようとする6か月前までに、様式第2号の指定申請書を知事に提出するものとする。

(3) 新規指定申請の承認

知事は審査の結果、適当と認められる場合は、様式第3号により施設設置者 あて承認通知を発出するものとする。

2 学生定員増に係る変更申請

(1) 設置計画書の提出

施設設置者は、学則を変更しようとする日の1年前までに、様式第4号の計画 書を知事に提出するものとする。

(2) 変更申請書の提出

施設設置者は、学則を変更しようとする6か月前までに、様式第5号の変更申請書を知事に提出するものとする。

(3) 学生定員増に係る変更申請の承認

知事は審査の結果、適当と認められる場合は、様式第7号により施設設置者 あて承認通知を発出するものとする。

- 3 学生定員減、修業教科目及び単位数並びに履修方法(平成13年厚生労働省告示第198号に基づく必修科目及び選択必修科目に限る)に係る変更申請
 - (1)変更申請書の提出

施設設置者は、学則を変更しようとする6か月前までに、様式第6号の変更申請書を知事に提出するものとする。

(2) 学則変更申請の承認

知事は審査の結果、適当と認められる場合は、様式第7号により施設設置者 あて承認通知を発出するものとする。

4 指定取消申請

(1) 指定取消申請書の提出

施設設置者は、廃止しようとする2か月前までに、様式第8号の指定取消申請書を知事に提出するものとする。

(2) 指定取消申請の承認

知事は審査の結果、適当と認められる場合は、様式第9号により施設設置者 あて承認通知を発出するものとする。

第2 届出事務

- 1 学則(入所資格、修業年限、修業教科目及び単位数並びに履修方法(平成13年度厚生 労働省告示第198号に基づく教養科目に限る)、単位算定方法)の変更届出 施設設置者は、学則の変更のあった日から起算して1か月以内に、様式第10号の 届出書を知事に提出するものとする。
- 2 指定保育士養成施設の記載事項の変更届出

施設設置者は、設置者の氏名、住所、名称、所在地名称又は位置等の変更のあった 日から起算して1か月以内に、様式第11号の届出書を知事に提出するものとする。

3 建物その他施設の規模及び構造並びにその図面の変更届出 施設設置者は、建物その他の施設の規模及び構造並びにその図面の変更のあった日 から起算して1か月以内に、様式第12号の届出書を知事に提出するものとする。

第3 報告事務

1 前年度分の状況報告

指定保育士養成施設の長は、毎年度6月末までに、様式第13号の報告書を知事に 提出するものとする。

附則

- 1 この要領は、平成30年1月15日から施行する。
- 2 この要領は、令和4年12月22日から施行する。